

N P O との協働を進めるために  
( 協働の指針 )

平成 1 5 年 2 月

山 形 県

## 「NPOとの協働の指針」について

心の豊かさが求められるようになっていっている中で様々な能力を活かして社会づくりに貢献したいという意識が高まり、ボランティア活動やまちづくりに参加する人が着実に増加しています。

特に、平成10年12月に特定非営利活動促進法が施行され、社会貢献活動を担う新しい事業体として特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人が制度化されたことにより活動の場が大きく広がっています。

行政としても、NPOと連携・協力し、その特性を活かすことによって、多様化・高度化する住民ニーズに的確かつ効率的に対応できる場合も少なくないことから、既にいくつかの市町村ではNPOとの協働に積極的に取り組んでおり、今後はこうした動きがますます拡大するものと思われます。

一方、協働の現状をみると、NPOの特性を十分に活かしているとはいえない状況も散見されます。その要因としては、行政側におけるNPOに関する情報の収集不足や、職員のNPOに対する理解が十分でないことなどがあげられますし、NPOの側においても、団体規模、活動実績、事業遂行能力などさまざまであり、行政との協働の相手として適した団体となると数が限られているという実態もあります。

こうした現状を踏まえ、NPO活動のより一層の展開を進めるとともに、NPOとの協働を全庁的に、更に全県的に推進していくため、協働に関する基本的な考え方、協働による事業の進め方、協働を推進するための環境づくり等に関する指針をとりまとめました。

活力ある協働社会の構築に向けて、この指針を活用していただければ幸いです。

平成15年2月

山形県文化環境部長 笠原 征男

## 目 次

第 1 章	N P O 活動にむけて	-----	1
第 2 章	N P O の定義	-----	3
1	N P O とは		
2	N P O の要件		
3	N P O の特性		
4	本提言で協働の対象とする N P O		
第 3 章	本県におけるボランティア活動・N P O の現状	-----	5
1	ボランティア活動		
2	本県の N P O		
第 4 章	公益サービスの担い手	-----	6
1	基本的方向		
2	役割分担		
3	既存組織の位置づけ		
第 5 章	協働について	-----	7
1	協働の定義		
2	協働の意義		
3	協働が成立するための要件		
4	具体的な進め方		
5	評価システム		

- 6 協働に向けての留意点
  - (1) 行政が留意すること
  - (2) N P Oが留意すること

第6章 N P Oの支援策 ----- 1 3

- 1 支援の必要性
- 2 行政の行う支援策
- 3 企業等の行う支援策
  - (1) 意義
  - (2) 具体策
- 4 県民に期待する対応
- 5 中間支援組織の役割
- 6 N P O推進委員会（仮称）の設置

資料

- 1 用語説明
- 2 特定非営利活動法人の認証等について
- 3 特定非営利活動法人の活動分野について

## 第1章 NPO活動にむけて

NPO活動といっても、その内容は多種多様であり、取り組むきっかけもさまざまです。NPO活動は、こうしたことをやりたいというイメージと意欲、そして時間があればだれでも取り組むことが可能です。

以下、どのようなきっかけでNPO活動を始めるのか、いくつかの事例を紹介しますが、いずれにしる、自分のやりたいこと、そして自分の住む地域や社会にとって必要だと思うことを、共通目的のもとにネットワークを利用して、始めるのをNPO活動ということができます。

### 《農家の場合》

Aさんは46歳、冬には雪が2mも積もる山間地で農林業をやっています。集落は過疎化がすすみ、気がつくとい自分は若い方から3番目になっています。一人暮らしのお年寄りも増えており、冬場の除雪や雪下ろしは大きな負担になっています。

でも、どこにも引けをとらない豊かな自然が残っています。3年前に民宿を始めましたが、春の山菜、秋のきのこ料理などを目当てに訪れる人も増えてきました。今年の春には、町から若い家族が移転してきました。

Aさんは、これら若い人たちと一緒に、なにかお年寄りの暮らしの手助けができないか考えています。

### 《家庭の主婦の場合》

Bさんは34歳、専業主婦です。下の子も小学校に入学し、自分の時間が取れるようになりました。出産で退社するまで職場でパソコンを使っていたので、ホームページの作成もお手のもの、家族の様子を情報発信しています。子育て時代に知り合った育児サークルの仲間ともメールで情報交換を欠かしません。

Bさんは、フルタイムの再就職とまではいかないまでも、IT技術を活かした仕事を仲間と一緒に始めたいと考えています。

### 《商店主の場合》

Cさんは47歳、洋品店を営んでいます。郊外に大型店ができたこともあり、商店街に客がなくなり、シャッターを下ろしたままの店も目立ってきました。このままではだめだという危機感をもったCさんは、同じような思いをもっている仲間と、なにか商店街の活性化につながる事業をやりたいと考えています。

### 《役場職員の場合》

Dさんは56歳、役場の職員です。今、気になっているのは、昔から地区に受け継がれてきた田植え踊りが後継者がいないため、なくなりそうなことです。

Dさんは、これまで、農政や福祉、教育委員会など、仕事を通じて知り合った友人も多く、このネットワークを活かして、田植え踊りの保存活動を手助けしたいと考えています。

### 《農家の主婦の場合》

Eさんは51歳、農家の主婦です。母から教わったソバうちの技術を活かそうと数年前にかやぶき屋根の自宅を利用してソバ屋を開いたところ、評判をよんで、休日には県外からもお客さんがくるようになりました。

お客さんは、ソバを食べるだけで帰っていきますが、近所には、有機栽培で野菜づくりをする人や、昔からの郷土料理を得意とするおばあちゃんもいます。

Eさんは、こうした地域のよさを多くの人に知ってもらい、グリーンツーリズムや地産地消に活かせないか考えています。

## 第2章 NPOの定義

### 1 NPOとは

NPOとは、Non-profit Organizationの略語で、直訳すると「非営利組織」となりますが、意味をより正確に伝えるため、「民間非営利組織」あるいは「民間非営利活動団体」などの言葉を使うのが一般的です。

NPO発祥の地アメリカでは、NPOとして公益団体のほか宗教団体や共益団体も含めるなど幅広い意味で使われていますが、日本では、公益的なサービスを提供したり、社会問題や地域課題を解決するために組織的に活動する民間団体、すなわち、社会貢献活動団体をNPOとっています。

NPOという言葉が一般的になったのは、平成7年に阪神淡路大震災が発生してからです。それまではボランティア団体や市民活動団体といった言葉を使っていましたが、阪神淡路大震災をきっかけに、ボランティア活動に対する関心が高まり、これらボランティアをまとめ、継続的な活動を展開する団体としてNPOという言葉が使われるようになりました。

ボランティア活動も、それまでの社会奉仕という観点から、社会参加、あるいは生きがいづくり（自己実現）といった視点でとらえられるようになり、活動分野も広がっています。

平成10年に制定された「特定非営利活動促進法」では、「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進する」としており、この法律により公益を担う特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人が数多く誕生しています。

法人化を目指すNPOの多くは、法人化のプロセスにおいて活動内容の情報公開がなされ、組織基盤がしっかりしたものになり、活動資金の調達、自治体からの業務委託を受ける契約主体としての信用度が高まるなどのメリットを期待しています。

### 2 NPOの要件

NPOであることの要件として、次の5つがあげられます。

#### (1) 民間であること

「民間」とは、行政機関から独立しており、行政機関の支配に属さないということです。

#### (2) 非営利であること

「非営利」とは、利益をあげていけないという意味ではなく、利益があっても構成員に分配しないで、組織の活動目的を達成するための費用にあてることをいいます。

#### (3) 組織であること

「組織」とは、社会に対して責任ある体制で、継続的に活動するものをいい、責任体制が明確でない単なる集合体（グループ）は含めません。

#### (4) 主目的が公益的な活動であること

「公益的な活動」とは、不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動（社

会貢献活動)をいいます。

(5) 自発的な活動であること

自由な意志に基づき行われる活動をいいます。

現在でも、市民が主体的に活動していることに着目して「市民活動団体」といったり、ボランティアで構成しているため「ボランティア団体」といっているところもありますが、上記要件に該当する団体はすべてNPOということができません。

### 3 NPOの特性

公益の担い手としてのNPOには以下のような特性、機能があり、県民、行政、企業はこうしたNPOの特性を十分認識して対応することが重要です。

(1) 使命感

明確な社会的使命をもち、それに基づいて行動する。

(2) 提言機能

地域課題を発掘、明確化し、それを解決するための方法、手段を提示する。

(3) 先駆性

地域課題を解決するため、自ら新しいサービスを創設し、提供する。

(4) 柔軟性、即応性

状況に応じ、適切かつ迅速な対応ができる。

(5) 自律性、自浄性

常に自らの活動を把握・評価し、組織の規律を保持する。

### 4 本指針で協働の対象とするNPO

本指針における協働の相手方としては、NPO法人(特定非営利活動法人)のほか、法人格をもたない任意の社会貢献活動団体も含めるものとし、さらには、公益を担う側面をもつ既存の各種団体、たとえば自治会や町内会などの地縁組織、社団法人などの公益法人、文化団体やスポーツ団体なども視野にいれることとします。

### 第3章 本県におけるボランティア活動・NPOの現状

#### 1 ボランティア活動

平成13年10月に実施した「社会生活基本調査」(総務省統計局)によると、過去一年間に何らかのボランティア活動を行った人は39万7千人となっており、県民(10歳以上)の36.1%がボランティア活動に参加したことになります。全国で11位、東北では最も高い数字となっています。

また、学校という枠を超えて地域単位で活躍する高校生のボランティア活動は、「山形方式」として全国的に知られています。

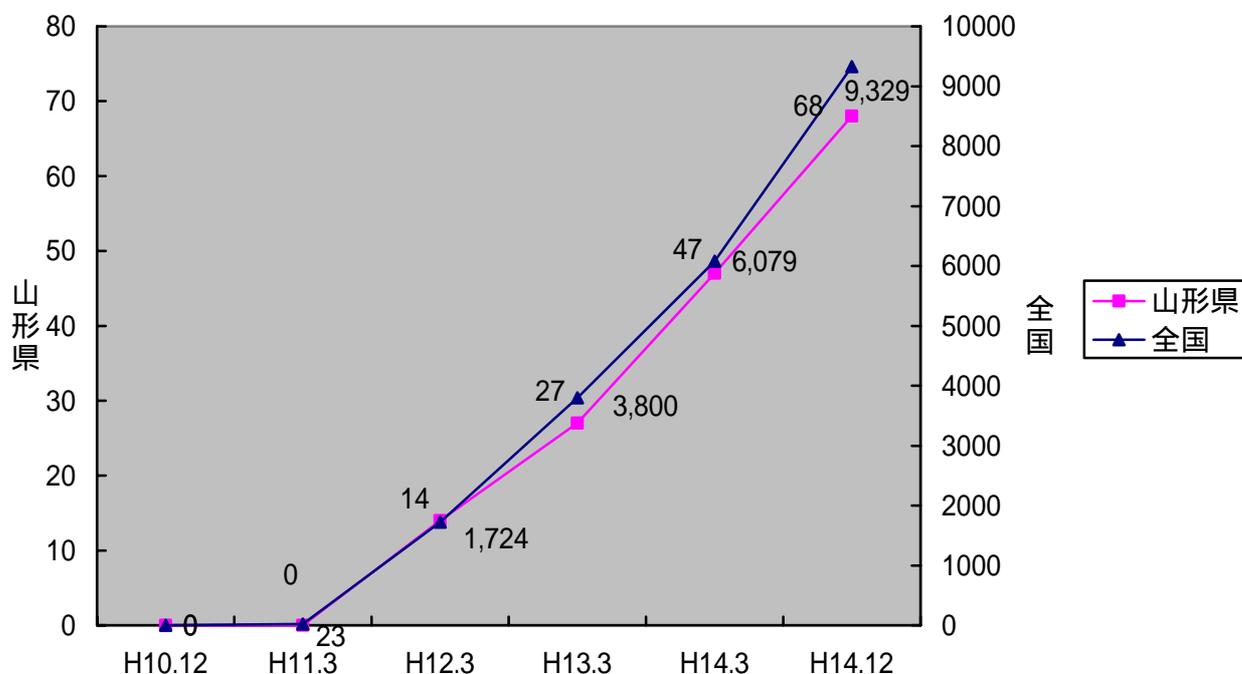
県内各地で、公民館活動や社会教育活動が活発に行われ、社会貢献や奉仕の心が県民に広く根付いていることを示しています。

#### 2 本県のNPO

県が平成10年に実施した調査によると、県内のNPO(市民活動団体、ボランティア団体)は約750団体にのぼり、さまざまな分野で活動しています。

また、平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法により法人格を取得したNPO(特定非営利活動法人)は、平成14年12月末現在68団体となっており、着実に増加しています。

年度別のNPO法人の推移



## 第4章 公益サービスの担い手

### 1 基本的方向

これまで、公益サービスは、国や県、市町村などの行政が主として担い、県民はその受け手とされてきました。

地方分権が進み、自らの進路は自らが決定するこれからの地域社会において、地域づくりの主役は県民であり、“新しい”公益サービスの担い手としての役割がNPOに期待されています。行政は、県民が主体的に地域づくり活動を行うにあたって支援する役割を担うこととなります。

これまでの社会のように、公益サービスのほとんどを行政が行い、県民はその補完的な役割を担うという位置づけから、県民が主体の社会となるよう、県民も行政も、社会全体がその意識と行動の両面において変革することが求められています。

### 2 役割分担

市民生活に必要な最小限の公益サービスを責任をもって提供することは行政の役割です。一方、これからの地方分権社会においては、このような最小限の公益サービスの範囲を超えるものについては「民間セクターが対応できるものはできるだけ民間セクターに委ね、行政は行政でしかできない分野を担う」こととなります。しかし、現状を見た場合、NPOが質、量ともに発展途上にあるため、行政と民間セクターがどのように役割分担をするのか、そのあるべき関係性が変化していくことから、絶えず検討を行うことが重要となります。

たとえば、公民館や近隣公園など、地域住民がよく利用する公共施設については、企画段階、整備段階、維持・管理運営段階、更新段階など、それぞれの段階に応じて役割分担を明確にする必要があります。特に、管理運営について、地域住民の自主性を活かそうとする場合は、企画段階から役割分担について検討しておく必要があります。

### 3 既存組織の位置づけ

公益サービスを担う民間セクターのひとつとして、自治会・町内会などの地縁組織や学校関係団体など既存の組織があります。

これらの組織は、これまでもそれぞれの地域において公益サービスの一部を担ってきましたが、今後も重要な役割が期待されています。

NPOとこれらの既存組織との関連を考えた場合、地域横断的で専門性、柔軟性、先駆性などの特性をもつNPOと、地域の総合的な窓口としての特徴を持つこれらの既存組織とは、お互いに補完関係に立つことが可能と思われます。

特に、自治会などの地縁組織については、過疎化、高齢化等の進展によりコミュニティ機能が低下している地域もあり、NPOが参加することによりその活性化が期待されます。

## 第5章 協働について

### 1 協働の定義

「協働」とは、共通の目的を達成するために、N P と行政がお互いの特性を認識・尊重し合い、意思の疎通を図りながら、共通する領域の課題の解決に向けて協力・協調する関係をいいます。

### 2 協働の意義

N P と行政が公益サービスを協働して行うことにより、県民はニーズにあったきめの細かいサービスが受けられるようになります。

一方、N P にとってはその特性を活かしながら理念を実現できるとともに、協働により新たな活動の場が広がることになり、行政にとっては、多様化する県民のニーズにきめ細かく対応できるとともに、協働によりN P Oの柔軟性、先駆性などの刺激を受けるため行政体質が改善されます。また、事業の見直しによる行政の効率化も図ることができます。

### 3 協働が成立するための要件

N P と行政が公益サービスを協働して行うにあたっては、次の「協働の原則」を満たす必要があります。

#### (1) 目的共有の原則（協働する事業に関してN P と行政とが目的を共有すること）

・協働による課題解決は、県民という第三者の利益を目的とするものであり、お互いに協働目的を理解し、合意形成に努めなければなりません。

#### (2) 自主・自立尊重の原則（N P の自立と自主性を尊重すること）

・協働においては、N P Oの特性を活かした柔軟な課題解決を進めることが重要であり、N P が自立し、その活動が自主的に行われていることを尊重する必要があります。

#### (3) 対等・相互理解の原則（N P と行政が、相手の特性や立場を相互に理解すること）

・それぞれの主体が自由な意思に基づいて協働するとともに、お互いの立場を理解・尊重することにより各々の特性が十分活かされるように努めなければなりません。

#### (4) 公開の原則（N P と行政との関係が公開されていること）

・協働の主体であるN P と行政に関する情報が公開されていることが必要です。協働に関する情報の公開は、N P Oの参入機会を確保することになる一方、協働のプロセス・結果の公表は、行政の説明責任を遂行することになります。

以上全ての原則は、N P と行政とが協働事業を始めるにあたって適用されるだけでなく、協働事業の過程全てに適用されます。

このことによりN P の特性が活かされることになり、より良い公益サービスが提供されることにつながります。

#### 4 具体的な進め方

「それぞれの主体がお互いの特性を認識・尊重してパートナーシップを結ぶこと」が協働の本質であり、それぞれが有するいろいろな資源を持ち寄り、より大きな力を発揮することが可能となるように協働を進めていくことが必要です。

このためには、以下のような手順を進めます。

##### (1) 目的の共有化

これまでの公益サービスは、行政が社会的課題を特定し、施策化、事業化するなど、その対応を行うというのが一般的でした。

しかし、いろいろなセクターが協働して公益サービスを担っていく社会では、そもそも解決すべき社会的課題から共有していくことが重要であり必須のこととなります。

具体的には、行政が策定する各種のプラン・計画等について、従来の審議会・委員会等による審議検討のほかに、パブリックコメント（注1）の実施や審議会等への公募委員の活用などを図ります。

##### (2) 協働する事業の決定

行政がこれまで担ってきた公益サービスを民間セクターに委ねる場合、まず、現行の事務事業を点検、洗い出しする必要があります

この場合、民間セクターの現在の業務遂行能力だけでなく、将来の業務遂行能力に期待して、移管の対象とする事業を幅広くピックアップします。

具体的には、予算編成段階において検討することになりますが、その際、事務事業の評価の一つとして、事業の民間セクターへの移管についても選択肢として加えることが考えられます。

この見直しにおいて重要なのは、点検作業が行政内部に留まることなく広く県民の視点も加えることです。

このためには、行政が保有している情報を広く公開し、行政と県民が点検の過程や点検の結果について、その全体を共有することが重要であり、それによって、行政が自ら実施する点検の効率性や妥当性も高めることとなります。

##### (3) 協働形態の選択

協働の形態として次のような手法がありますが、事業の目的やその内容、事業の実施方法などにより、最も効果的・効率的な協働形態を選択することが必要となります。

- ・ 共催
- ・ 委託
- ・ 負担金、補助、助成
- ・ 公の財産の提供（貸与等）

- ・公の労力の提供
- ・後援
- ・情報の提供
- ・ボランティアの受け入れ

このほかの手法として近年注目されているものに「アダプト」(注2)「グラウンドワーク」(注3)などがあります。これらの手法については、具体的な取り組みが県内でも一部進められています。

#### (4) 協働相手の選定

行政が民間セクターと協働で事業を実施する場合、協働の相手方をどのように公正・公平に選定するかが課題となります。

特に、協働の中心になると思われる委託事業について、公平性の確保を図りながら、NPOの特性を活かした事業が展開できるように工夫する必要があります。

そのため、市民提案型事業(注4)の実施や、総合評価方式による入札の導入なども検討していきます。

#### (5) 協働事業の実施

目的の共有が重要であると同様に、事業の具体的な内容やその進め方も共有する必要があります。

### 5 評価システム

#### (1) 評価の意義

行政は、多様化する住民の期待や要請を的確に把握し、施策に反映させ、住民の信頼に応えていかなければなりません。そこで、行政が行う施策や事業について、住民がどの程度満足しているかを把握する評価システムが必要となります。

特に、NPと行政による協働事業については、それが協働による公益サービスの提供という特殊性から、

第1に、協働事業がどの程度住民の役に立っているか、住民がどの程度満足しているかを知る必要があります(協働事業の評価)。

第2に、協働事業を行うNPの有益性を客観的に測るために、その組織を評価する必要があります(組織評価)。

第3に、協働事業そのものを評価することで、協働事業の範囲の拡大や見直しを図っていきます(協働領域の評価)。

#### (2) 評価主体

行政の場合、政策立案者自らが事業の評価を行うのが一般的ですが、協働事業に関しては、行政とNPがともに企画立案の段階から関わることから、行政職員のみならずNPの参加による評価を進める必要があります。

また、協働事業に住民の声を反映するためにも、評価結果を公表し、住民が

ら意見をきくことも必要です。

なお、住民本位の行政の実現という観点からすれば、将来的には協働事業に関わる者以外の第三者による評価（外部評価）の導入も検討する必要があります。

### (3) 評価の活用

評価の結果は、住民の満足度を指標とした住民の声であり、行政は自らが進める行財政改革にその結果を活用します。

また、協働事業の内容、範囲など、次期計画の策定に反映させます。

## 6 協働に向けての留意点

### (1) 行政が留意すること

NPOとの協働により、NPOの有する先駆性、柔軟性等を活かし、住民のニーズに沿った公益サービスを提供するには、行政は以下の点に留意する必要があります。

#### 計画立案段階からの参加の確保

これまでは、地域における課題の把握はもちろん、その課題に対する解決策の立案から具体的な事業の実施まで行政が専ら行ってきました。これからは、計画の立案段階から、住民、NPOの参加を進める必要があります。

#### 透明性の確保

協働で実施する事業については、その内容や実施時期などを行政が一方的に決定するものではなく、住民、NPOがその過程に参画するものであることから、行政の保有している情報はできるだけ公開し、住民と共有することが必要です。

また、事業の途中段階での情報や事後の評価についても情報の公開が必要です。

#### 多様な主体間での公平な競争原理の確保

行政が事業を実施するにあたっては、公平・公正の確保が求められます。一方、NPOが実施可能な事業の多くは、営利セクター(企業等)も実施可能です。

現時点では、事業の実施主体(受託先)として、NPOと営利セクターが競い合う例はあまりありませんが、今後、NPOが担う公益分野が拡大していくなかで、「公平・公正」の確保が課題となってきます。コストの低減など、効率的な事業が可能な事業主体をどう選定するか、その手法の確立とともに、NPOの特性である先駆性や柔軟性を活かす手法の開発も必要になります。

#### 行政内部の意識改革

NPOは、公益サービスの新たな担い手であるため、これまで公益を担ってきた行政職員には、なかなか理解しがたい面があります。

その結果、NPOを安易(安価)な委託先と捉えたり、便利なお手伝い先と勘違いしたり、NPOとの間に相互不信や軋轢を生じる恐れがあります。

行政職員には、NPOの自主性・自立性や協働の原則を理解したうえで対

応することが求められます。

このため、行政職員を対象とした研修メニューの開発が必要です。

行政事務の柔軟な運用

NPOとの協働を進める場合、行政制度や手続が、円滑な事業執行を妨げる場合があります。

例えば、NPOが総合的な見地から複数年にわたる事業計画を立案した場合、行政は予算が単年度主義のため年度を越えた協働を確約できないことが懸念されます。この場合「継続費」「繰越明許費」などの現行制度を柔軟に活用するほか、新たな制度による対応も検討する必要があります。

このほか、公共施設の民間セクターへの管理委託など制度上の対応も検討が必要です。

## (2) NPOが留意すること

NPOが行政等と協働を進めていく場合、自らが自立した責任ある事業体であること、団体の存立の基盤となっている自らのミッション(社会的使命)について十分に認識し、以下の点に留意する必要があります。

事務遂行能力の向上

責任ある事業体として、NPOは自らの業務遂行能力を見極める必要があります。人的資源も含めた組織体制や資金調達計画など事業の実効性をあらかじめ確保するとともに、日常活動を通してその能力向上に努めることが重要です。

また、行政等との協働の過程において、契約等の手続きや報告書の作成などの実務能力の蓄積も必要となってきます。

事業継続性の確保

NPOが公益サービスを提供する場合、受益者に対する責務として、当該サービスを安定的かつ継続的に供給することが求められます。

このため、サービスの再生産を確保するためのマネジメント能力の向上や人材育成の努力が必要になります。

また、サービス提供に対するコスト(対価)の適正な設定を含め、経営の効率化や簡素化が求められます。

専門能力の向上、充実

NPOが政策を提案したり、行政との協働により事業を実施するには、それぞれの分野における専門性が求められます。NPOは、そのネットワークを利用するなどして専門能力を蓄積したり、人材を育成することにより、企画立案能力や事業遂行能力を向上させる必要があります。

このような能力の蓄積により、新たな発想が社会に提案されるなど、住民間に新たな協働が生まれることとなります。

公開性について

NPOは、広く住民の支持・支援を得ながら活動を行っていく特性を有しています。このため、NPOはそのすべての情報を住民に対して積極的に提供していく姿勢が必要です。

NPOは、自らの目的・使命(ミッション)を常に明らかにし、団体の運

営に関わる情報（組織内容や財務状況等）を積極的に住民に提供するとともに、個々の事業についても、いわゆる「説明責任」があることを自覚し、目的や成果・事業の決定や遂行の過程等を提供する必要があります。その際、IT技術の有効活用などにより、できるだけ多くの人に情報を提供できる仕組みを構築するようにします。

このように、住民と情報を共有することにより、住民の支持・支援の輪が広がります。

緊張関係の確保について

NPOは新たな公益の担い手であり、県民の期待に応えるためにも、行政とは異なる観点からの自律性が求められます。

特に、事業の受託等により行政との関係が恒常的になるなかで、ミッションの曖昧化、目的の希薄化等を招く恐れがあり、事業の評価等により自らの組織を常に見つめなおすなど（自己批判性の発揮）、一方の当事者である行政とも緊張関係が保たれるような工夫が必要です。

## 第6章 NPOの支援策

### 1 支援の必要性

NPOは、新たな公益サービスの担い手として、また、行政との協働のパートナーとして、そして県民が自ら行う公益実現の手段として、今後の社会システムの一翼を担う存在です。

NPOとの協働事業を推進するためには、協働の主体であるNPOに質の高い事業遂行能力が求められますが、県内の多くのNPOは資金、組織運営能力、情報、活動拠点等について課題を有しています。そのため、NPOの自立性を十分に確保しつつも、NPOの量的拡大と質的向上を図るため、以下のような環境づくりを支援していく必要があります。

### 2 行政の行う支援策

#### 資金の確保等

NPOが抱える最大の悩みは、運営資金の不足と不安定さにあります。そこで、資金基盤の充実を図るため、NPO関係資金情報を集約提供します。

また、新たな雇用の創出につながる事業をおこなうNPOへの助成制度の創設や、既存の補助金の改善を検討するとともに、NPOの新たな事業展開をサポートするため、コミュニティファンド(注5)や公益信託(注6)、制度融資、信用保証制度等の導入を進めます。

さらに、NPO法人に対する政策税制のあり方についても今後検討を進めます。

#### 人材の確保

NPOが抱える人材に関わる問題として、人材の確保・育成の困難性があげられます。人材の確保については、広報誌での募集など広報体制の整備を検討します。また育成としては、NPO塾の開催やボランティア研修会の企画運営、インターンシップ制度の導入、教育課程でのボランティア学習の重視、企業に向けたNPO支援活動の普及等を推進します。

また、県内各大学との連携等、専門家と連携できるネットワークの確立を目指します。

#### 情報の収集・発信

NPOが抱える情報に関する課題として、団体情報の発信能力と情報交流があげられます。

情報の発信については、NPOに関する団体の活動情報の集約・公開提供を推進します。またNPOに関する統計整備、NPOの情報収集のための制度の仕組みを検討します。さらに団体が相互に連携・交流がはかれるようなネットワーク化を進めます。

一方、行政が保有する情報についても積極的な公開を行うことにより、情報(ノウハウ)の提供を行います。

#### 活動の場

公共機関・企業等の施設開放の促進を図るなど、活動拠点の確保の基盤づくりを進めます。

また、N P O の設立・運営等の相談、N P O の活動情報や協働事業に関する情報等の「総合窓口」の設置を検討します。

#### 啓発広報

県民、企業等に対して、N P O 活動ならびに協働事業に対する理解の啓発ならびに普及を図ります。

#### 県と市町村との連携

地方分権の進展に伴い、国、県、市町村の間での業務の見直しが進められていますが、市町村の業務については、N P O を中心とした民間セクターとの協働が可能な分野が多いと思われます。

N P O との協働事業の拡充のため、県と各市町村は連携を強めていく必要があります。同時に、県は、市町村職員を対象とするN P O 活動ならびに協働事業についての研修会の開催を行います。

### 3 企業等の行う支援策

#### (1) 意義

これからの企業には、単に営利を目的とした経済活動だけでなく、社会貢献活動を通して地域社会に利益を還元し、社会的な役割を果たしていくことが期待されています。

企業は、N P O を社会貢献活動のパートナーと位置づけ、N P O と連携して社会的な役割を果たしていくことが企業のイメージ、企業に対する評価の向上にもつながっていくものと考えられます。

すなわち、企業がN P O との連携を深めていくことが、企業のステークホルダー（顧客、株主、取引先、従業員そして地域社会といった利害関係者）の価値観、期待に応えていくうえで有益であると考えられます。

また、近時、環境との調和、高齢化対策といった社会的なニーズに対応できる開発創造型の商品、サービス提供に比重を移したビジネスモデルの構築が必要になってきていますが、このためには地域社会が抱える課題やニーズに精通したN P O の情報、アドバイスが企業にとって役立つものと考えられます。

#### (2) 具体策

今後、企業には、N P O 活動に対して次のような支援策を講じることが期待されます。

N P O 活動に役立つ人材の提供。

企業からN P O に職員を派遣したり、ボランティア休職制度を利用した人的支援等。

N P O 活動のための活動空間、ノウハウや技術、資材・機材等の提供。

寄付、コミュニティファンド、コミュニティボンド(注7)などによる資金援助。

## NPO事業そのものへの参画、共同展開

なお、今後、官民の役割分担の見直しにより、公益的なサービス、業務の一部が民間セクターに委ねられていく過程で、企業とNPOは新たな公益の担い手として一種の競合関係に立つ可能性が想定されます。この場合、両者が対等な立場に立ったうえで、競争の原理が確保されるべきですが、同時にどのような役割分担をするのか、事業主体者をどう選定したら公益の実現、増進のために最適であるかを公正に判定、調整するためのシステムの確立が必要になってくると考えられます。

### 4 県民に期待する対応

NPOは、県民が主体的・自立的に活動するものであることから、NPOを支えるのも、NPOを評価し支持していくのも県民が主役となります。このため、県民は自らの主体的な判断のもと、次のような積極的な参加が求められます。

#### 関心を持つこと

自分たちの地域のNPOについて関心を持ち、NPOに対してさまざまな質問等を行うことにより、NPO等の活動自体の透明性が高くなります。

透明性の高い活動は、県民からの意見やアドバイス、新たな参加者を生み、より充実した活動の実現が図られます。

#### ネットワークの構築

県民一人ひとりが自由な意思のもと多様なNPO活動に参加するようになるには、各種のネットワーク（繋がり）があることが必要です。

#### 活動への参加

県民が主体となるNPO活動に対し、県民として最も可能性があり、最も重要な活動は、公益活動への参加です。

参加にはいろいろな形態があります。実際の活動にボランティアとして参加するほか、NPOの会員となって会費や寄附を行うことや自分が保有している専門知識や資材を提供することも可能です。

県民一人ひとりが自分にあったかたちで公益活動に参加できるようNPOも行政も多様な情報の提供を行うことが重要です。

### 5 中間支援組織の役割

NPO活動を支援する役割を担うものとして、いわゆる中間支援組織（インターメディアリー）があります。

中間支援組織には、まず、NPO間のネットワークの構築（交流の促進）が期待されます。同じ活動分野や異分野のNPOが相互にゆるやかなネットワークを形成することにより、各NPOがよりパワーアップするとともに、新たな公益サービスが創設されたりするものと考えられます。

そのほか、県民やNPOに対する各種情報の提供・相談・アドバイス、研修やセミナーなどの場の提供、個別団体で対応できないIT環境の整備、新たな公益サービスの支援（インキュベート機能）、施策提言・調査研究などの役割が期待されています。

県内にも、すでにいくつかの中間支援組織が県民の力により設立されていますが、今後とも各地域で活発な活動が進められることが期待されています。

#### 6 NPO推進委員会（仮称）の設置

各セクターが常に連携を取りながら、情報の交換を行い、タイムリーな行政施策の展開、検証を行うことが重要になってきます。このため、多様な分野の参加により「NPO推進委員会（仮称）」を設置することを検討します。

## 資料1 用語説明

### 公共と公益

公共は、行政等の公セクターのことを指しています。

公益とは、「公共の利益」の略語とも解釈されていますが、「不特定かつ多数のもの

の利益」のことです。従来、この公益の担い手が公共と考えられてきましたが、現在考えられている公益については民間セクターも提供が可能であるとされています。

このため、「市民公益」といった考え方も近年注目されています。

「公共サービス」という用語が、サービスの供給者側に立った言葉であるのに対して、「公益」は、サービスの受け手から見た言葉で、公益の供給者は、公共や民間セクターなど多様な主体が考えられます。

### 注1 パブリックコメント

行政の施策に関する基本的な計画等を立案する過程において、当該計画等の趣旨、内容等の必要な事項を住民に公表し、住民の多様な意見を広く求め、住民の意見を行政の意思決定に反映させる機会を確保する手続き

### 注2 アダプト

アダプト (adopt) は「養子にする」と訳されており、道路や河川などの公共空間の管理を地域住民や団体などに委ねるものです。

### 注3 グラウンドワーク

グラウンドワークとは、1980年代に英国の都市周縁部で始まった、パートナーシップによる地域での実践的な環境改善活動です。

地域を構成する住民、企業、行政の三者が協力して専門組織を作り、身近な環境を見直し、自らが汗を流して地域の環境を改善していくものです。

グラウンドワークには、自然環境や地域社会における「よりよい明日に向けての環境改善活動」と私たちの生活における「現場での創造活動」という意味が込められています。(出典 山形グラウンドワーク研究会 HP)

### 注4 市民提案型事業

これまでの事業の進め方は、行政等が発注者として事業の目的、内容、方法を定め、事業遂行者が入札に応募するなどにより、委託されています。

市民提案型事業では、行政等が呼びかけて市民や市民団体が事業の目的・成果や事業の手法を含めた企画を策定・提案するものです。一般的には公開コンペ等を経て事業実施対象者が選定されます。

委託契約による場合が多く見られますが、近年、当事者間で事業遂行に関する協定書を交わして、負担金等により対応する例が見られます。

注5 コミュニティファンド、注7 コミュニティボンド

市民が地域（コミュニティ）の課題を解決するために自ら行う活動（コミュニティビジネス（CB）といわれる場合もあります）については、一般企業と同様事業資金が必要となる場合が十分に想定されます。このような活動の資金調達の手段として市民が身近な課題解決を行う事業に資金を提供するもののうち、「コミュニティボンド」は、市民が引き受ける債権と考えられ、「コミュニティファンド」は、コミュニティ活動に対する基金で市民バンクなどの名前で各地に生まれています。

注6 公益信託

個人や法人が財産を一定の公益目的のため信託し、受託者がその財産を管理・運用し公益目的を実現する制度（信託法第66条）

近年、NPOの支援を目的とした公益信託の設立が相次いでおり、新たな支援策として注目されています。

## 特定非営利活動促進法人の認証等について

平成14年12月31日現在

## 1 既認証（特定非営利活動法人として認証済みの団体）

	申請月日	名称	所在地	活動分野	認証月日
1	10.12.1	ほほえみサービス米沢	米沢市	福祉の増進及びまちづくりの推進を図る活動	11.4.1
2	10.12.14	庄内失語症友の会	鶴岡市	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	11.4.1
3	10.12.21	まごころサービス さくらんぼ	寒河江市	福祉の増進及びまちづくりの推進を図る活動	11.4.1
4	11.3.1	国際ボランティア センター山形	山形市	福祉の増進、社会教育の推進及び国際協力の活動	11.6.8
5	11.4.26	あすなるの会	米沢市	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	11.7.23
6	11.5.24	山形わたげの会	山形市	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	11.9.6
7	11.7.9	あらた	酒田市	福祉の増進、まちづくりの推進及び人権の擁護を図る活動	11.10.15
8	11.8.9	総合スポーツクラブ山形	寒河江市	文化・スポーツの振興を図る活動	11.11.22
9	11.8.18	庄内海浜美化ボランティア	酒田市	環境の保全を図る活動	11.11.26
10	11.9.21	ビルト グリーンジャパン	山形市	福祉の増進、環境の保全を図る活動、国際協力の活動	11.12.10
11	11.10.15	荘内松柏会	鶴岡市	社会教育及びまちづくりの推進、文化芸術の振興	12.2.1
12	11.10.25	まごころサービス長井	長井市	福祉の増進、まちづくりの推進	12.2.1
13	11.12.1	山形人権フォーラム	鶴岡市	人権の擁護、男女共同参画社会の形成の促進、社会福祉の増進を図る活動、団体の運営・活動に関する助言・援助	12.3.27
14	11.12.27	朝日町エコミュージアム協会	朝日町	まちづくりの推進、文化・芸術又はスポーツの振興、こどもの健全育成	12.3.27
15	12.4.26	ふれ愛	尾花沢市	保健・医療又は福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進、文化・スポーツの振興、環境の保全、こどもの健全育成、団体の運営・活動に関する助言・援助	12.8.3
16	12.5.11	山形フットボールクラブ	山形市	文化・芸術又はスポーツの振興、社会教育の推進、こどもの健全育成	12.8.8
17	12.6.16	ライフサポート協会	山形市	文化・スポーツの振興、保健・医療又は福祉の増進、こどもの健全育成、社会教育の推進	12.9.29
18	12.7.7	あゆみ	鶴岡市	保健・医療又は福祉の増進	12.10.5
19	12.7.18	米沢清友会	米沢市	保健・医療又は福祉の増進、こどもの健全育成	12.10.5
20	12.8.1	社会リハビリテーションセンター	山形市	保健・医療又は福祉の増進、社会教育の推進	12.10.30
21	12.8.11	パソコン支援の会	山形市	保健・医療又は福祉の増進、社会教育の推進	12.11.8
22	12.11.1	山形創造NPO支援ネットワーク	山形市	団体の運営・活動に関する助言・援助	13.2.7
23	12.11.14	かすが元気館	米沢市	保健・医療又は福祉の増進、まちづくりの推進	13.2.19
24	12.12.26	こでまりの会	村山市	保健・医療又は福祉の増進、まちづくりの推進	13.3.15
25	13.1.9	ふれあい天童	天童市	保健・医療又は福祉の増進、社会教育の推進、地域安全、まちづくりの推進、こどもの健全育成、団体の運営・活動に関する助言・援助	13.3.26
26	13.1.26	山形ベンチャーマーケ	山形市	社会教育、まちづくりの推進	13.3.28

		ット			
27	13. 2.19	山形県視覚障害者福祉協会	山形市	保健・医療又は福祉の増進、社会教育、文化・スポーツの振興	13.4.27
28	13. 2.16	山形親子療育支援ネットワーク	山形市	保健・医療又は福祉の増進、社会教育、人権の擁護、子どもの健全育成	13.5.8
29	13. 2. 6	生涯スポーツ振興会	山形市	文化・スポーツの振興、子どもの健全育成	13.5.8
30	13. 2.19	グリーンセンター	山形市	環境の保全	13.5.11
31	13.5.15	天童NPO支援サロン	天童市	団体の運営・活動に関する助言・援助	13.7.24
32	13.5.11	環境フォーラム21	米沢市	社会教育、環境の保全	13.8.6
33	13.5.21	かたくりの会	高畠町	福祉の増進、まちづくり、子供の健全育成	13.8.23
34	13. 6.5	庄内市民活動センター	鶴岡市	団体の運営・活動に関する助言・援助	13.8.31
35	13.8.13	パートナーシップカフェ	酒田市	団体の運営・活動に関する助言・援助	13.10.22
36	13.8.31	アルカディアもがみ	最上町	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	13.11.14
37	13.9.10	山形専門家ネットワーク	山形市	まちづくりの推進を図る活動	13.11.22
38	13.9.10	あじさい	大江町	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	13.11.22
39	13.9.20	ジェイサポート	鶴岡市	社会教育の推進を図る活動	13.12.27
40	13.10.15	ゆざ環境協働組織鳥海自然ネットワーク	遊佐町	環境の保全を図る活動、まちづくりを図る活動	13.12.27
41	13.10.18	高齢者の心身を支える会	山形市	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	13.12.27
42	13.12.7	さわやかサロン	金山町	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	14.2.19
43	13.12.21	障害者の地域生活を支援する会	山形市	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	14.3.5
44	13.12.25	山形県健康づくり推進機構	山形市	文化・スポーツの振興を図る活動	14.3.5
45	13.12.11	アピカ米沢スポーツクラブ	米沢市	文化・スポーツの振興を図る活動	14.3.11
46	13.12.14	FC米沢	米沢市	文化・スポーツの振興を図る活動	14.3.13
47	14.1.7	FTC	米沢市	まちづくり、環境の保全	14.3.20
48	14.2.12	庄内みずほの郷	藤島町	保健、医療又は福祉の増進を図る活動、まちづくり	14.5.10
49	14.2.18	山形県青年海外協力協会	山形市	国際協力の活動、子供の健全育成を図る活動	14.5.15
50	14.3.6	スポーツみかわ二十一世紀	三川町	スポーツの振興を図る活動、まちづくり	14.5.21
51	14.3.15	やすらぎの会	鶴岡市	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	14.5.21
52	14.3.13	エコプロ	西川町	文化・芸術又はスポーツの振興、社会教育の推進、子どもの健全育成	14.5.27
53	14.3.14	山形アパレルビジネスネットワーク	山形市	社会教育、まちづくりの推進、こどもの健全育成	14.5.27
54	14.4.26	庄内エコ・プランニング	酒田市	環境の改善及び保全を図る活動	14.7.4
55	14.5.21	ガーデン・クリーン・サービス	山形市	環境の保全を図る活動、まちづくり、地域安全	14.7.29
56	14.5.20	ライフ・アット・ビジネス・コンサルネット	山形市	社会教育の推進、保健・医療又は福祉の増進	14.7.30
57	14.6.5	地球のステージ	山形市	国際協力、社会教育、子どもの健全育成	14.8.12
58	14.6.5	ドリーム オブ・天童	天童市	まちづくりの推進、環境の保全	14.8.22
59	14.8.7	庄内アインシュタインの会	鶴岡市	福祉の増進、子どもの健全育成	14.10.15
60	14.8.8	山形県腎友会	山形市	福祉の増進	14.10.24
61	14.7.31	オープンハウスこんぺいとう	新庄市	福祉の増進、子どもの健全育成	14.10.30
62	14.8.20	くらし快適化支援センター	米沢市	保健・医療・福祉の増進、環境の保全、まちづくり	14.11.28
63	14.8.30	子育てネットワークバ	新庄市	保健・医療・福祉の増進	14.11.28

		ルボンさん			
64	14.9.5	グランドワーク庄内	鶴岡市	環境の保全	14.12.3
65	14.9.30	未来の会	酒田市	保健・医療・福祉の増進	14.12.6
66	14.9.9	自然環境研究会	米沢市	環境の保全	14.12.13
67	14.9.12	夢想工房	米沢市	まちづくりの推進	14.12.16
68	14.10.1	おきたまラジコミュニティ	米沢市	まちづくりの推進	14.12.26

## 2 申請団体（縦覧・審査中の団体）

申請月日	名称	所在地	活動分野
14.10.7	Y L A 山形県ラオス協会	米沢市	国際協力
14.10.28	C A N	山形市	まちづくり
14.10.31	山形県デザインネットワーク	山形市	社会教育、まちづくり
14.11.8	山形県バウンドテニス協会	山形市	スポーツの振興
14.11.25	発達支援研究センター	山形市	保健・医療・福祉の増進、人権の擁護、子どもの健全育成
14.12.3	すぎな	長井市	保健・医療・福祉の増進
14.12.10	あずまうごぎの会	米沢市	保健・医療・福祉の増進、まちづくり
14.12.17	鶴岡淡水魚 夢童の会	鶴岡市	まちづくり、文化・芸術、環境の保全、子どもの健全育成
14.12.17	N T 環境サービス	山形市	まちづくり、環境の保全、災害救援、地域安全
14.12.20	あい在宅福祉サービス	山形市	保健・医療・福祉の増進、男女共同参画社会の形成
14.12.27	やまがた育児サークルランド	山形市	子どもの健全育成

## 3 東北各県及び全国の申請及び認証状況（平成10年12月1日～平成14年12月31日累計）

都道府県	山形県	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	福島県	全国 (内閣府含む)
申請数	78	52	83	156	57	115	10,774
認証数	68	44	79	144	53	96	9,329

不認証39件

= 内閣府(17件)、東京都(15件)、兵庫県(2件)、岡山県(1件)、広島県(1件)、福岡県(1件)、熊本県(1件)、大分県(1)

解散法人数66法人

資料3

## 特定非営利活動法人の活動分野について (平成14年12月末現在)

### 1. 平成14年12月末までの認証数

	全国計	山形県
認証数	9329	68

### 2. 法人が行う活動が12分野のどれに該当しているか(複数回答)

	全国計		山形県	
保健・医療又は福祉の増進を図る活動	5,558	59.6%	41	60.3%
社会教育の推進を図る活動	4,260	45.7%	32	47.1%
まちづくりの推進を図る活動	3,526	37.8%	33	48.5%
文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	2,748	29.5%	22	32.4%
環境の保全を図る活動	2,638	28.3%	19	27.9%
災害救援活動	689	7.4%	6	8.8%
地域安全活動	782	8.4%	8	11.8%
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	1,476	15.8%	10	14.7%
国際協力の活動	2,248	24.1%	9	13.2%
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	901	9.7%	7	10.3%
子どもの健全育成を図る活動	3,489	37.4%	26	38.2%
連絡、助言又は援助の活動	3,647	39.1%	22	32.4%

(注)一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は100%になりません。

### 3. 一つの法人が行う特定非営利活動の分野数

	全国計		山形県	
1	2,153	23.1%	14	20.6%
2	1,808	19.4%	18	26.5%
3	1,678	18.0%	12	17.6%
4	1,299	13.9%	7	10.3%
5	881	9.4%	7	10.3%
6	571	6.1%	3	4.4%
7	366	3.9%	2	2.9%
8	206	2.2%	0	0.0%
9	118	1.3%	2	2.9%
10	52	0.6%	0	0.0%
11	24	0.3%	0	0.0%
12	173	1.9%	3	4.4%